

障害等のある志願者に対する配慮について

障害等のあることにより、中学校生活において特別の配慮を受けており、受検においても特別の配慮を希望する場合は、中学校から志願する高等学校へ相談してください。一般選抜及び特別選抜においては、配慮願の提出が令和7年2月13日（木）までとなっていますので、早めの相談をお願いします。

1 申請方法について

次に示した3点を、中学校長等を経由して志願先高等学校長に提出してください。

- ・受検上の配慮願（様式第17号）
- ・医師の診断書等
- ・中学校等での学習・生活の様子等についての説明書（様式自由）

※外国にルーツがあり、平成31年4月以降に入国した者に対する学力検査問題等へのルビ振りについては、医師の診断書は不要です。

2 配慮の決定について

実施については、志願先高等学校長が高校教育課と協議の上決定し、中学校長等を経由して「受検上の配慮通知」（様式第18号）により通知します。

配慮事項については、**個別での対応**となるため、**中学校を経由して必ず事前に志願する高等学校へ相談**してください。

（例）

- ・別室での受検（病院等も含む。）
- ・座席の配慮（位置）
- ・検査問題用紙、解答用紙の拡大
- ・大きなタオル等の持込及び使用
- ・放送による問題における個別視聴
- ・持病の薬の検査室への持込及び服用